

学校いじめ防止基本方針

野田市立北部小学校

1 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

『いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』と定義する。

(2) いじめ防止対策の基本的な方針

『いじめは しない させない 見逃さない』

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめの問題への対応は一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめの背景として、教育を受ける権利の侵害や児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事のないよう未然防止に向け取り組むことを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

2 組織

(1) いじめ防止対策の組織

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、長欠対策主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター

※事案により、学校評議員、民生児童委員、スクールカウンセラー、PTA代表者、スクールロイヤー、児童相談所、警察等の関係者

(2) 組織の役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ②いじめのとりまとめ・外部機関への通報の窓口としての役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

(3) 会議の開催

- ①毎月の定例会の開催(職員会議を通して行う)。
- ②いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する。

3 いじめの未然防止について

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 子どもや学級の様子を知る

- ① 教職員の日常の観察
- ② いじめアンケートによる実態把握

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり (いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる)

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

- ① 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事
- ② 子どもたちの主体的な参加による活動
 - ・ たてわり活動
 - ・ 児童会によるいじめゼロ運動
- ③ 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
 - ・ 人権教育の充実
 - ・ 道徳教育の充実
 - ・ 体験教育の充実
 - ・ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
 - ・ 読書活動の充実

(3) 保護者や地域の方への働きかけ

いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者会やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

(4) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開

(5) インターネットやSNSを通じて行われるいじめ等の指導

メディアリテラシーに関する教職員研修及び児童・保護者を対象とした講演会等を実施する。

(6) その他（職員の配慮事項）

① 学級担任

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 養護教諭

- ・保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

③ 生徒指導主任（生徒指導部会）

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

④ 校長・教頭

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

4 いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 早期発見のための手だて

- ① 日々の観察～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。

② 観察の視点～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

③ 教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

④ いじめ実態調査アンケート（予定）

- ・第1回「いじめ実態調査」実施。（6月）
- ・「いじめ実態調査」の追跡調査（9月）
- ・継続支援状況の確認（通年）
- ・第2回「いじめ実態調査」実施。（10月）
- ・「いじめ実態調査」の追跡調査（1月）
- ・継続支援状況の確認（通年）

⑤ 養護教諭

保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

(2) 相談しやすい環境づくり

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

- 心身の安全を保証する。
- 事実関係や気持ちを傾聴する。

② 周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることがある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切。

(3) 保護者・地域・関係機関との連携

① P T A や地域との連携

学校基本方針等について、地域に周知し理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめ問題について、P T A と協議する機会を設ける。(いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を示し、速やかに学校に相談するように啓発する。)

②いじめ防止・対策にかかわる依頼、いじめ防止・改善にかかわる行事への参加協力依頼及び啓発活動を行う。(学校便り、ホームページ等の活用。)

③専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

(4) その他

校長・教頭は児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

また、学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

5 いじめの相談・通報の体制について

(1) 日常的に生徒との教育相談を進める。学校内組織として学年内、生徒指導部会と相談して進める。相談体制を整備して、教育相談の充実を図る。

- ①校内相談体制を整備する。
- ②教育相談期間を設置する。
- ③保護者自由参観及び相談を日常化する。
- ④教育相談箱を設置する。

(2) 学校の相談窓口、野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

①学校の相談窓口担当者 教頭・養護教諭

②ひばり教育相談 TEL 04(7125)8088

③学校・野田市以外の主な相談窓口

・24時間子供SOSダイヤル

TEL 0120(0)78310

- ・千葉県子どもと親のサポートセンター TEL 0120(415)446
- ・千葉いのちの電話 TEL 043(227)3900
- ・ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター) TEL 0120(783)497
- ・子どもの人権110番(千葉地方法務局内) TEL 0120(007)110

(3) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

ひばり教育相談員、スクールカウンセラーの学校派遣を依頼し、協力・助言 をしてもらう。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 情報を収集する。(学級担任・養護教諭等)

教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から情報を集める。

①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)

②児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

③発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

④その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

⑤いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

⑥教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。

⑦その際、得られた情報は確実に記録に残す。

⑧一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を整える。(事案に応じた組織編成)

①正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組み方を決定する。学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する。

- ・いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応。

- ・その保護者への対応。

- ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。

②ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。

③児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

④現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

7 いじめの指導について

※常に状況の把握に努める

※随時指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(1) 子供への指導・支援を行う。

「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

①いじめられた児童に対応する教員

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

②いじめた児童に対応する教員

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

③学級担任等

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

④ 組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(2) 保護者と連携を図る。（学級担任を含む複数の教員）

つながりのある教職員を中心に、即日関係児童生徒の家庭訪問を行う。

- ①家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- ②いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。（自殺の企図、重大障害、金品の重大な被害、精神性の疾患 等）
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。（30日が目安、一定期間連続して欠席した場合も）
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

(2) 重大事態の対処

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

9 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ①いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ②基本方針は、学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取り組みについて

- ①学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、生徒、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③ 評価結果を公開し、生徒、保護者、地域へ周知する。

10 年間指導計画

	教育委員会及び施策等に係る事項	学校行事（会議・研修等）	道徳	特別活動	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いのちを大切にするキャンペーン（～夏季休業前） ○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○ひばり教育相談の派遣・研修会 ○野田市スクールサポーター配置 ○野田市新規採用教職員研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内いじめ防止対策委員会発足 ○いじめ対策研修会実施（「いじめ防止対策推進法」の読み合わせおよび校内いじめ対策年間計画の確認 ○ホームページ更新（「学校いじめ防止基本方針」） ○生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> ○千葉県道徳教育映像教材指導資料の確認 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○野教研生徒指導部会 ○小・中生徒指導推進研究協議会（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修（いじめの重大事態について） 		<ul style="list-style-type: none"> ○よろしくねの会 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回学校警察連絡協議会（小・中） ○第1回保護司学校連絡会 ○第1回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」 ○野田市スクールサポーター報告会（～3月） ○生徒指導中・高連絡協議会（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間・第1回いじめアンケート実施 			
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回学校警察連絡協議会（小・中・高） ○「夏季休業における児童生徒の指導」 ○野田市教育相談研修会 ○学校人権教育指導者養成講座 ○教育相談連絡会（スクールカウンセラー研修会） ○教頭・教務主任合同研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回校内いじめ防止対策委員会開催 ○保護者との個人面談 ○生徒指導部会 ○北部中学校区小中連携研修会 ・不祥事研修 			
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○野教研生徒指導部会 ○教員実践教育相談 ○野田市情報モラル指導者研修秋 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修（特別支援） 			

9月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会（中） ○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル講演会 ○生徒指導部会 	○道徳校内相互授業参観		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会（中） ○第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回教育相談週間・第2回いじめアンケート実施 ○生徒指導部会 		○林間学校	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会（中） 			○修学旅行	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回学校警察連絡協議会（小・中・高） ○「冬季休業における児童生徒の指導」 ○教育相談連絡会（スクールカウンセラー研修会） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との教育相談 ○第2回校内いじめ防止対策委員会 ○生徒指導部会 			
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会（中） ○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） 	○生徒指導部会			
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会（中） ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） ○第2回保護司学校連絡会 ○「業期及び学年末学年始児童生徒の指導」 	○生徒指導部会		○卒業を祝う会	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会（小・中） ○「いじめ実態調査」最終報告（聞き取り） ○教員実践教育相談 ○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回校内いじめ防止対策委員会 ○生徒指導部会 			